

平成19年（行ツ）第104号

平成19年（行ヒ）第106号

## 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成18年（行コ）第220号住民票コード付定取消請求事件について、同裁判所が平成18年12月21日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

## 理 由

### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成19年6月8日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 中 川 了 滋

裁判官 津 野 修

裁判官 今 井 功

裁判官 古 田 佑 紀

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 本郷光彦

